魚津市告示第179号

魚津市犯罪被害者等支援金支給要綱を次のように定める。

令和6年12月20日

魚津市長 村椿 晃

魚津市犯罪被害者等支援金支給要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、魚津市犯罪被害者等支援条例(令和6年魚津市条例第75号)第11条の規定により、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者に対する魚津市犯罪被害者等支援金(以下「支援金」という。
 -) の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。
 - (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
 - (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。ただし、警察 に被害が認知されており、かつ、当該認知の事実が警察等関係機関への 照会等により市長が確認できるものに限る。
 - (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
 - (4) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時において、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係 と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)
 - イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯 罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(以下「生計維持遺族」という。)
 - ウ イに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- (5) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病に係る身体の被害であって、 当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1月以上で、かつ、3日以上の入 院を要する(当該疾病が精神疾患である場合は、療養に要する期間が1月 以上で、かつ、3日以上の労務に服することができない程度であることを 要する。)ものをいう。
- (6) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (7) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合にあってはその 遺族が警察等からの連絡によりその死亡の事実を知った日をいい、犯罪 被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病である と診断された日をいう。

(支援金の種類、支給額及び支給対象者)

第3条 支援金の種類、支給額及び支給対象者は、次のとおりとする。

1		
種類	支給額	支給対象者
遺族支援金	30万円(既に重傷病支	犯罪行為により死亡した犯罪被害
	援金の支給を受けた者	者の第1順位遺族(次条第1項及
	が、当該重傷病支援金	び第4項の規定による第1順位の
	の受給に係る犯罪行為	遺族をいい、重傷病支援金の支給
	に起因して死亡した場	を受けた後死亡した犯罪被害者の
	合にあっては20万円)	遺族を含む。以下同じ。)であっ
		て、当該犯罪行為が行われたとき
		市民であったものその他市長が認
		める者
重傷病支援金	10万円	犯罪行為により重傷病を負った犯
		罪被害者であって、当該犯罪行為
		が行われたとき市民であったもの
		その他市長が認める者

(遺族の順位)

- 第4条 遺族支援金の支給を受けることができる遺族の順位は、第2条第4 号アからウまでの順序とし、同号イ及びウに掲げる者にあっては、それぞ れ当該規定に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養 父母を先にし、実父母を後にする。
- 2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては第2条第4号イの子と、その他のときにあっては同号ウの子とみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第1順位遺族が遺族支援金の申請をしない 場合又は第1順位遺族が遺族支援金の支給対象者でない場合は、第2順位 以降の遺族は、当該支援金の申請をすることができない。
- 4 遺族支援金の支給を受けることができる第1順位の遺族が2人以上ある

ときは代表者を定め、その者に当該支援金を支給するものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の支給を受けることができる遺族としない。

(支援金の支給の申請)

- 第5条 遺族支援金の支給を受けようとする支給対象者(以下「遺族支援金支給対象者」という。)は、魚津市犯罪被害者等支援金(遺族支援金)支給申請書(様式第1号)及び犯罪被害申告書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができる。
 - (1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の 死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
 - (2) 遺族支援金支給対象者が、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市民であることを証明する書類
 - (3) 遺族支援金支給対象者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
 - (4) 遺族支援金支給対象者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関 係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができ る書類
 - (5) 遺族支援金支給対象者が配偶者以外の者であるときは、第1順位 遺族であることを証明することができる書類
 - (6) 遺族支援金支給対象者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
 - (7) 第1順位遺族が2人以上あるときは、魚津市犯罪被害者等支援金 (遺族支援金)受給代表者決定申出書(様式第3号)
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 重傷病支援金の支給を受けようとする支給対象者(以下「重傷病支援金 支給対象者」という。)は、魚津市犯罪被害者等支援金(重傷病支援金) 支給申請書(様式第4号)及び犯罪被害申告書(様式第2号)に、次に掲 げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、これ らの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することがで きるときは、その書類の添付を省略させることができる。
 - (1) 重傷病に該当することが証明できる、受傷日、療養期間、入院日

数及び病名を明記した医師の診断書。ただし、犯罪被害による精神疾患 である場合は、労務に服することができない日数を記載したもの

- (2) 重傷病支援金支給対象者が、犯罪被害の原因となった犯罪行為が 行われた時において、市民であることを証明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類(支給の制限)
- 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、支援金 を支給しないものとする。
 - (1) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、他の地方公共団体から当該支援 金と同種の支給を受けているとき。
 - (2) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があったとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又は次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。
 - ア 犯罪被害者が18歳未満の者で重傷病支援金を受給する立場であった 場合又は犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合
 - イ 犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する 法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者に該当す る者であって、その加害者に対し同法第10条の規定による保護命令が 発せられている場合
 - ウ 当該犯罪行為が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する 場合
 - (ア) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2 条に規定する児童虐待と認められる場合
 - (イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する 法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待 (同条第4項第2号に掲げる行為を除く。)と認められる場合
 - (ウ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する 法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待(同条第6項第2号に掲げる行為を除く。)と認められる場合
 - (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪を誘発した場合その他当該犯罪被害において、犯罪被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
 - (4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、魚津市暴力団排除条例(平成24年魚津市条例第1号)第2条第1号及び第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは

暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であった とき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、犯罪被害者又は第1順位遺族が加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通 念上適切でないと認められるとき。

(申請期限)

- 第7条 第5条の規定による申請は、次の各号のいずれかに該当する場合に は、行うことができないものとする。
 - (1) 犯罪被害を知った日から2年を経過したとき。
 - (2) 重傷病支援金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族が遺族支援金の申請を行う場合にあっては、死亡した日から2年を経過したとき。
- 2 前項の規定に関わらず、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当 に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により、前項に規定する 期間を経過する前に第5条の規定による申請ができなかったときは、その 理由がなくなった日から6か月以内に限り、同条の申請をすることができ る。

(支給の決定等)

- 第8条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査 し、支援金の支給の可否の決定を行わなければならない。
- 2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに、魚津市犯罪被害者等支援金支給決定通知書(様式第5号)又は魚津市犯罪被害者等支援金不支給 決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する審査に際し、申請を行った者その他関係者に対し、当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合において、市長は、申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。
- 4 前項の規定は、支援金の支給決定後においても適用することができる。 (支援金の請求)
- 第9条 前条第2項の規定により支援金の支給決定通知を受けた者は、魚津 市犯罪被害者等支援金支給請求書(様式第7号)により、市長に当該支援 金の支給を請求するものとする。

(支給決定の取消し)

- 第10条 市長は、当該支援金の支給決定後、次の各号のいずれかに該当する と認める場合は、第8条第1項の規定による決定を取り消すことができる。
 - (1) 第6条各号のいずれかに該当していると判明したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認められるとき。

- 2 市長は、前項の規定により取消しを行った場合は、魚津市犯罪被害者等 支援金支給取消通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。 (支援金の返還)
- 第11条 支援金の支給を受けた者が、前条の規定により支援金の支給決定を 取り消された場合は、当該支援金を返還しなければならない。 (その他)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

魚津市犯罪被害者等支援金(遺族支援金)支給申請書

年 月 日

魚津市	万長 宛	
	申請者(支給対象者)	住所 (申請時) 住所 (犯罪発生時) □申請時に同じ
		氏名生年月日年 月 日生連絡先
遺族支 します。	反援金の支給を受けたいので	、下記のとおり必要な書類を添えて申請
		記
1 犯罪 住所 氏名		
□ ※配偶	『と被害者と申請者の続柄・生記偶者(事実婚含む。)□子 日本(事実婚含む。)以外の場合 日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日	□父母 □孫 □祖父母 □兄弟姉好 合のみ
3 遺游	実支援金を支給しない場合に	関する確認事項
はい いいえ		族支援金と同種の支援金を受給してい 族を含む。)
	害者又は第1順位遺族と加	罪行為が行われた時、犯罪被害者と加害者は、3親等以内の親族関係(事実なりません)
		ありません。 罪被害者又は第1順位遺族による犯罪 帰すべき行為はありません。

	年魚津市条例第	第1順位遺族は、魚 1号)第2条第1号 カ団又は暴力団員と ありません。	及び第2号に	定める暴力団、
有無	犯罪行為による魚 し □あり	(津市犯罪被害者等)	支援金(重傷	病支援金)受給の
遺族 項(支 11条の	給決定の取消し)	工、魚津市犯罪被害 の規定に該当する で給を受けた支援金	ことが判明し	た場合、同要綱第
を市が		引する申請に際し、: こより確認すること (しません		
機関へ情報を				
ず、申		(申請者がやむを得ま 申請手続をする場合)		
	(代理申請者)	氏 名	年月	署名) 日

添付書類 該当する項目□に✔を付けてください。

亜ズ	五 5. 40	る項目口に✔ を刊りてくたさい。
要否	チェック欄	必要書類
		犯罪被害申告書(遺族支援金)(様式第2号)
		犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
必要書類		申請者が犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者であることを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票等、住民基本台帳に記録をされずに市内に居住していた者は居住していたことが客観的に確認できる書類)
		申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
		申請者が犯罪被害者と事実婚の関係である場合
		申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類(住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等)
		申請者が犯罪被害者の配偶者以外である場合
該当する		申請者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類(戸籍の謄本又は抄本等)
場合		申請者が犯罪被害者の配偶者以外で、生計維持遺族である場合
1に添付が必要		申請者が犯罪被害者の配偶者以外で、生計維持遺族であるときは、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類(犯罪被害者の収入を証明する資料、預金通帳、家賃・光熱費等の領収書等の写し等)
な		第1順位遺族が複数いる場合
費類	遺族支援金の	遺族支援金の支給を受けるべき遺族が2人以上あるときは、魚津市 犯罪被害者等支援金(遺族支援金)受給代表者決定申出書(様式第 3号)
		代理人による代理申請を行う場合
		代理人であることを証明する書類(法定代理人の場合は戸籍謄本等、 任意代理人の場合は委任状)
		その他市長が必要と認める書類

犯罪被害申告書

年 月 日

魚津市長 宛

申告者住所 申告者氏名 被害者との続柄 連絡先

魚津市犯罪被害者等支援金支給要綱第5条の規定により、次のとおり申告 します。

1 犯罪被害の概要

フ リ ガ ナ					
犯罪被害者の氏名					
犯罪被害者の生年月日		年	月	日	
犯罪被害者の住所					
犯罪被害が発生した日					
犯罪被害を知った日※					
犯罪被害を受けた場所					
加 害 者 の 住 所 ・ 氏 名 (不明の場合は記載不要)	住所:				
加 害 者 の 罪 名 (不明の場合は記載不要)					
犯罪被害の概要					
被 害 届 の 提 出	有	• 無	届出警察	——— 琴署	警察署
被害届提出日		年	月	日	

※犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡によりその死亡の 事実を知った日、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病 であると診断された日

- 2 支援金支給の審査のため、当該申告内容について、市が警察等関係機関 へ照会を行うこと及び警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報 を市に提供することへの同意
 - □同意します □同意しません

様式第3号(第5条関係)

魚津市犯罪被害者等支援金(遺族支援金)受給代表者決定申出書

年 月 日

魚津市長 宛

代表者 住 所

氏 名

犯罪被害者との続柄()

連絡先

私は、遺族支援金の支給対象者である第1順位遺族を代表し、遺族支援金 を受給する者に指定されたことを申し出ます。

なお、下記第1順位遺族以外に新たな第1順位遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決いたします。

記

私は、上記代表者が遺族支援金を受給することに同意します。			
上記代表者以外の 第1順位遺族 (署名)	犯罪被害者 との続柄	住 所	連絡先

第1順位遺族である者のうち、上記欄に署名等ができない者の理由等(未成年者又は所在不明)については、下記のとおり申し出ます。

第1順位遺族氏名	犯罪被害者 との続柄	署名できない理由

様式第4号(第5条関係)

A 油 士 M 里 址 宝 耂 垈 士 桵 A	(士沙山洼中
魚津市犯罪被害者等支援金	(車傷炳支援金)	
魚津市犯罪被害者等支援金	(重傷病支援金)	又 桁 甲 硝 音

年 月 日

魚津市長 宛

氏名

ん。

申請者(支給対象者) 住所(申請時)

住所(犯罪発生時)□申請時に同じ

氏名

生年月日 年 月 日生

連絡先

重傷病支援金の支給を受けたいので、下記のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

- 犯罪被害者の住所及び氏名 住所

重傷病支援金を支給しない場合に関する確認事項 2 はい いいえ 他の地方公共団体から本重傷病支援金と同種の支援金を受給して いません。 当該重傷病の原因となった犯罪行為が行われた時、犯罪被害者と 加害者は、3親等以内の親族関係(事実上の婚姻関係を含む。) にありません。 当該犯罪行為において、犯罪被害者又は第1順位遺族による犯罪 行為誘発行為、責めに帰すべき行為はありません。 犯罪被害者は、魚津市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第

> 2条第1号及び第2号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団又は 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありませ

3	重傷病支援金の返還	
	重傷病支援金の支給後に、	魚津市犯罪被害者等支援金支給要綱第10条
第	1項(支給決定の取消し)	の規定に該当することが判明した場合、同
要	綱第11条の規定に基づき、	支給を受けた重傷病支援金を速やかに返還
L	ます。	

					>
1 1	はい	1 1	11	1 \	-
1 1	(J ()		V ,	V ,	- ' '

4	重傷病支援金 <i>の</i>	支給に関する申請に際し、提出書類により	証明すべき事
	実を市が保有する	公簿等により確認することについての同意	の有無
	□同意します	□同意しません	

- 5 重傷病支援金支給の審査のため、当該申請内容について、市が警察等関係機関へ照会を行うこと及び警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報を市に提供することへの同意
 - □同意します □同意しません
- 6 申請手続を行う者(※申請者がやむを得ない理由により申請手続ができず、申請者に代わって申請手続をする場合のみ記載してください。)

やむを得ない理由

(代理申請者) 住所氏名(署名)生年月日年月日連絡先申請者(支給対象者)との関係

添付書類 該当する項目□に✔を付けてください。

要否	チェック欄	必要書類
		犯罪被害申告書 (様式第2号)
必要		重傷病に該当することが証明できる医師の診断書(受傷日、療養期間、入院日数(精神疾患である場合は、労務に服することができない日数)及び病名を明記したものに限る。)
書 類		申請者が犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者であることを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票等、住民基本台帳に記録をされずに市内に居住していた者は居住していたことが客観的に確認できる書類)
添該		代理人による代理申請を行う場合
が当		代理人であることを証明する書類 (法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状)
必要な書類		その他市長が必要と認める書類

 第
 号

 年
 月

 日

様

魚津市長

印

魚津市犯罪被害者等支援金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市犯罪被害者等支援金について、下記のとおり支給することを決定したので通知します。

記

- 1 支援金の種類
- 2 支援金の額

円

- ※支援金の支給後に、次のいずれかに該当した場合は、支援金の全部又は一部の 返還を求めることがあります。
 - (1) 魚津市犯罪被害者等支援金支給要綱第6条各号のいずれかに該当して いると判明したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき ※市長が支援金の返金を求めたときは、市長が定める日までに支援金を返還しなければなりません。

 第
 号

 年
 月

 日

印

様

魚津市長

魚津市犯罪被害者等支援金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市犯罪被害者等支援金について、下記の理由により支給しないことに決定したので通知します。

記

理由

年 月 日

魚津市長 宛

申請者(支給対象者) 住所 氏名 即 犯罪被害者との続柄() 連絡先

魚津市犯罪被害者等支援金支給請求書

年 月 日付け第 号で支給決定通知がありました魚津市犯罪 被害者等支援金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額		
支援金の種類	□遺族支援金 □重傷病支	援金
振込口座	フリガナ	
	口座名義人	
	金融機関名	
	支 店 名	
	種別	
	口座番号	

<u>~~</u> ※該当する□に**√**を付してください。

 第
 号

 年
 月

 日

印

様

魚津市長

魚津市犯罪被害者等支援金支給取消通知書

年 月 日付け第 号で支給決定通知した魚津市犯罪被害者等支援金について、魚津市犯罪被害者等支援金支給要綱第10条第1項の規定に基づき、犯罪被害者等支援金の支給決定を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 取消対象者氏名
- 2 取消対象支援金の種類
- 3 取消対象支給額
- 4 取消自由
 - (1)要綱第10条第1項第1号に該当したため (要綱第6条第 号に該当)
 - (2)要綱第10条第1項第2号に該当したため